

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成 年 月 日 決定
厚生労働省独立行政法人評価委員会

厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の決定方法を次のように定める。

第 1 章 業績勘案率の算定方法

第 1 節 仮定業績勘案率の算定

（仮定業績勘案率の算定）

第 1 条 仮定業績勘案率は、法人業績率に個人貢献率を加えたものとする。この場合において、小数点第 2 位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を仮定業績勘案率とする。

2 退職役員の在任期間が 1 年に満たないときは、前項の規定にかかわらず、仮定業績勘案率を 1. 0 とする。

（法人業績率の算定）

第 2 条 法人業績率は、退職役員が在任していた年度（以下「在任年度」という。）ごとに次項の規定による計算で得られた値を平均したものとする。この場合において、小数点第 3 位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を法人業績率とする。

2 法人の各年度の評価項目の評価を下表 1 により点数化し、平均したものを当該年度の値とする。

※ 表 1

評価項目ごとの 評価結果	評価結果に対応する点数
S	1. 2
A	1. 1
B	1. 0
C	0. 9
D	0. 8

《法人業績率の計算式》

$$\text{法人業績率} = \text{評価項目の点数の合計} \div \text{評価項目の個数}$$

(個人貢献率の算定)

第3条 個人貢献率は、在任年度ごとに次項の規定による計算で得られた値を平均したものとする。この場合において、小数点第3位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を個人貢献率とする。

- 2 当該退職役員が所掌する評価項目の評価を下表2により点数化し、合計したものを法人の全評価項目の個数で除したものを当該年度の値とする。
- 3 前項の場合において、評価項目を複数の理事（理事長及び副理事長を除く。）で所掌しているときは、当該評価項目の点数は、下表2により点数化した数を所掌している理事の数で除した値とする。

※ 表2

評価項目ごとの 評価結果	評価結果に対応する点数
S	0.3
A	0.1
B	0.0
C	-0.1
D	-0.3

《個人業績率の計算式》

$$\text{個人業績率} = \text{所掌する評価項目の点数の合計（ただし、複数名で所掌する評価項目がある場合は、当該評価項目の点数については、所掌する理事（理事長及び副理事長を除く。）の数で除したものをその点数とする。）} \div \text{全評価項目の個数}$$

(理事長、副理事長及び監事の個人貢献率)

第4条 退職理事長の個人貢献率は、全評価項目を所掌しているものとして、前条第1項の規定を準用する。

- 2 退職副理事長の個人貢献率は、全評価項目を所掌しているものとして、前条第1項前段の規定を準用して得られた数に6分の5を乗じた値とする。この場合において、小数点第3位に端数があるときは、当該端数を四捨五入した値を個人貢献率とする。

3 退職監事の個人貢献率は、前条の規定にかかわらず、0.0とする。

(年度途中で退職した場合の特例)

第5条 4月1日以降9月末までの間に退職した役員については、退職した年度を除く在任年度について第1条から前条までの規定により、計算して得られた値を仮定業績勘案率とする。

2 10月1日以降3月末までの間に退職した役員については、退職した年度を含めて、第1条から前条までの規定を適用し、仮定業績勘案率を算定するものとする。

第2節 評価委員会で算定する業績勘案率

(業績勘案率の算定)

第6条 評価委員会で算定する業績勘案率（以下「算定業績勘案率」という。）は、次条から第10条までの規定により、仮定業績勘案率を加減算した上で算定するものとする。

(減算要因の検証)

第7条 次に掲げる事項その他の減算要因が認められるときは、仮定業績勘案率を1.0とし、当該減算要因の程度に応じて、1.0から減じた値を算定業績勘案率とする。

- 一 法人の業績が著しく悪化したとき
- 二 法人の信用が失墜したと認められるとき
- 三 業務の不適切な処理が行われたとき
- 四 職員の不祥事に伴う管理監督責任が認められるとき

(退職役員の業績の再検証)

第8条 前条に規定する減算要因が認められないときは、仮定業績勘案率が退職役員の業績に照らして妥当であるか、法人から提出された資料や法人に対する意見聴取等を基に検証し、妥当と認められない場合には、妥当と認められる程度まで仮定業績勘案率を減算するものとする。

2 前項の検証は、次条の規定による財務状況の検証により、仮定業績勘案率が1.0となることが明らかであるときには省略することができる。

(財務状況の検証)

第9条 前条の規定による検証の結果、仮定業績勘案率が1.0を超えているとき

は、法人の財務状況が当該仮定業績勘案率で計算された退職金を支給できる程度に好調であるか検証し、好調であると認められない場合は、財務状況に見合う程度まで、仮定業績勘案率を減算するものとする。

- 2 法人の財務状況が好調であるとは、次に掲げる条件のいずれも満たすときとする。
 - 一 在任年度のいずれかの年度において、目的積立金の計上又は次期中期目標期間への積立金の繰越（個別法（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の規定により、厚生労働大臣の承認を受けた積立金の繰越をいう。以下「積立金繰越額」という。）があること。
 - 二 目的積立金及び積立金繰越額の合計額が、業績勘案率1.0で計算したときの退職金の額を超えて支給することとなる額の100倍超であること。
- 3 前項の積立金繰越額は、次期中期目標期間初年度の財務諸表に計上される次期中期目標期間繰越積立金の額から次に掲げるものに相当する額を減じた額とする。
 - 一 前中期目標期間中に執行する予定であったものを、次期中期目標期間中に実施することとした場合における当該執行予定額
 - 二 法人単位の財務諸表において繰越欠損金がある場合の当該額
 - 三 前中期目標期間最終年度の財務諸表（以下「最終年度財務諸表」という。）に計上されている前払費用
 - 四 耐用年数経過後に同種の固定資産の購入が予定される当該固定資産（簿価見合いの運営費交付金債務、長期借入金等があるものを除く。）の最終年度財務諸表に計上されている減価償却累計額
- 4 個別法の規定又は法人の業務運営のために支弁される財源の性質により、目的積立金の計上を行うことができない法人については、第2項の規定にかかわらず、第1項の検証を行うことができる。

（特段の加算要因の検証）

- 第10条 第7条から前条までの規定により検証された後の仮定業績勘案率について、加算する特段の要因があるとして、部会に属する委員若しくは臨時委員又は法人から申請があったときは、加算の妥当性を検証し、妥当と認められた場合には、前条に基づき検証した財務状況に見合う範囲内で0.5を上限に加算することとする。
- 2 前項の加算は、次に掲げる要因その他の特段の要因があるときに限るものとする。
 - 一 中期計画に記載されていない事項を所掌していた退職理事であって、当該事項が理事の職務の大半を占めるとき

- 二 他の理事の不適切な業務遂行により、評価項目が低い評価になった場合であって、退職理事が連帯して責任を負う必要のないと認められるとき

第2章 業績勘案率の決定手続

第11条 法人は、役員の退職に際し、評価委員会委員長あてに業績勘案率の決定について文書にて依頼を行うものとする。

2 評価委員会は、前項の依頼を受け取ったときは、当該法人を所掌している部会において、第1条から第10条までの規定に基づき、審議するものとする。

第12条 評価委員会委員長は、算定業績勘案率を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政・独委」という。）委員長に通知する。

2 政・独委の意見の内容から再度審議する必要がないと認められるときは、部会長において、算定業績勘案率を業績勘案率として決定することができるものとする。再度審議するときは、直近に開催する部会において行うものとする。

3 評価委員会委員長は、決定した業績勘案率を速やかに法人に通知するものとする。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知するものとする。

附 則

（適用期日）

第1条 この規程は、平成 年 月 日以降新たに審議するものから適用する。

（旧規程の廃止）

第2条 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定。以下「旧規程」という。）は、これを廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の旧規程により算定した業績勘案率については、なお従前の例による。